

ペリー来航と開国

1 / 1

古墳

飛鳥

奈良

平安

鎌倉

室町

安土桃山

江戸

明治

今日の問い

ペリーが来航して、日本はどのように開国したのだろう。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 ペリー来航と日米和親条約

開国

黒船

ペリーが率いて来航したアメリカの軍艦を、人々がこうよんだ。

浦賀

1853年にペリーが来航した、現在の神奈川県。の地。

日米和親条約

1854年に結ばれ、下田・函館の2港を開いた条約。

1853年、アメリカの使節ペリーが4隻の軍艦を率いて浦賀に来航し、開国を求める大統領の国書を幕府に差し出した。人々は蒸気で動く大きな船を黒船とよんでおそれた。幕府は返事を翌年に延ばし、朝廷に報告するとともに、大名にも意見を求めた。

1854年、ペリーは再び来航し、幕府は日米和親条約を結んだ。この条約で下田(静岡県)と函館(北海道)の2港を開き、アメリカの船に燃料の石炭や水・食料を補給することを認めた。幕府はイギリス・ロシア・オランダとも同じような条約を結び、200年以上続いた、いわゆる鎖国の体制は終わった。

2 日米修好通商条約

不平等条約

日米修好通商条約

1858年に結ばれ、5港を開いて貿易を始めた条約。

領事裁判権

外国人の裁判を、その国の領事が自国の法で行う権利。

関税自主権

輸入品にける税(関税)の率を、自国で決める権利。

アメリカの総領事ハリスは、幕府に貿易を始めることを強く求めた。1858年、大老の井伊直弼は朝廷の許しを得ないまま日米修好通商条約を結び、函館・神奈川(横浜)・長崎・新潟・兵庫(神戸)の5港を開いた。幕府は、同じような条約をオランダ・ロシア・イギリス・フランスとも結んだ(安政の五か国条約)。

この条約は、日本で罪をおかした外国人を、その国の領事が自国の法で裁く領事裁判権(治外法権)を認め、日本には輸入品にける関税の率を自由に決める関税自主権がなかった。日本に不利なこのような条約を不平等条約という。その改正は、明治政府の大きな課題になった。

条約	開いた港	おもな内容
日米和親条約 1854年	下田・函館	船への燃料・水・食料の補給
日米修好通商条約 1858年	函館・神奈川(横浜)・長崎・新潟・兵庫(神戸)	貿易を始める。領事裁判権を認め、関税自主権がない

問いへの答え

1853年にペリーが浦賀に来航して開国を求め、幕府は翌年の日米和親条約で下田・函館の2港を開いて、いわゆる鎖国の体制は終わった。1858年には井伊直弼が朝廷の許しを得ずに日米修好通商条約を結び、5港を開いて貿易を始めたが、領事裁判権を認め関税自主権がない、日本に不利な不平等条約だった。

次はノートで、下線に語句を書きながら確かめよう →

